

防府市畜産活性化総合対策事業関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産の振興を図るため畜産活性化総合対策基本要綱（平成4年4月9日付け4畜B第709号農林水産事務次官依命通達）及び畜産活性化総合対策事業実施要綱（平成4年4月9日付け4畜B第710号農林水産事務次官依命通達、「実施要領」という。）に基づいて行う畜産活性化総合対策事業（以下「事業」という。）にかかる補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市は毎年度予算の範囲内で、農業協同組合又は農業者で組織する特認団体（以下「事業主体」という。）が実施要領に基づいて事業を行うに要する経費につき、別表の補助率で当該事業主体に対し補助する。

2 前項の規定による事業の補助率は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする事業主体は、補助金交付申請書を別に定める日までに別に指示のある場合を除き市長に提出しなければならない。

2 その関係書類は、別表に定める事業に応じて市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請した事業主体へ通知する。

2 市長は前項の規定による交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた事業主体は、当該通知にかかる補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときには、当該申請にかかる補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更等にかかる承認の申請)

第6条 事業主体は、別表に定める事業の内容又は経費の配分に重要な変更を加えようとするときは、速やかに変更承認申請書を別に指示のある場合を除き市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 事業主体は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を別に指示のある場合を除き市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業の繰越等)

第8条 事業主体は、当該事業が予定期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を別に指示のある場合を除き市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業遂行状況報告)

第9条 事業主体は、事業遂行状況報告書を作成し、別に定める期日までに別に指示のある場合を除き市長に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 事業主体は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書を別に指示のある場合を除き市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該事業主体に通知する。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により通知を受けた事業主体は、補助金の交付を受けよう

とするときは、補助金清算払請求書を別に指示ある場合を除き市長に提出しなければならない。

- 2 市長は必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知にかかる金額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定により、概算払いにより補助金の交付を受けようとする事業主体は、概算払請求書を別に指示のある場合を除き市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第13条 補助金の交付を受けた事業主体は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第14条 事業主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付のあった年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第16条 市長は、事業主体か次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し既に補助金が交付されているときは、事業主体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
 - 3 市長は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、事業主体に

対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成4年分補助金から適用する。

別表

区分	経費	補助率	事業主体
1 高品質生乳 生産牛群整 備事業費補 助金	優良雌牛導入に要する経費	1頭当たり 17,500 円	農業協同組 合
2 素牛放牧促 進事業費補 助金	公共牧場入牧料	入牧料の 20%以内 1頭当たり 7,000 円	農業協同組 合
3 肉用牛複合 経営定着化 事業補助金	肉用牛複合経営定着化事業 (1) 繁殖経営育成対策事業 ア 畜舎等の新增改築費 イ 飼養管理機械、粗飼料 貯蔵施設の購入費 (2) 肥育経営育成対策事業 ア 畜舎等の新增改築費 イ 飼養管理機械、粗飼料 貯蔵施設の購入費 (3) 一貫経営育成対策事業 ア 畜舎等の新增改築費 イ 飼養管理機械、粗飼料 貯蔵施設の購入費 (4) 規模拡大育成対策事業 ア 畜舎等の新增改築費 イ 飼養管理機械、粗飼料 貯蔵施設の購入費	補助事業費の 1/2 以内	農業協同組 合又は、営農 集団
4 環境調和型 モデル畜産 推進事業	家畜ふん尿を適性に処理 し、流通・利用するために 必要な施設、機器及び資材 購入費	補助事業費の 1/2 以 内又は 1,093 千円の いずれか低い額	防府市内の 畜産農家 1 戸を含む 2 戸以上で構 成する集団。 集団を構成 する畜産農 家は、畜産に 起因する環 境汚染問題 がすでに発 生している か、又はその おそれがあ るもの。